

横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告

＜政策検討部会＞

○横浜公園における景観形成について（審議）

資料_政-1

（第 35 回/令和 6 年 10 月 29 日）

【経緯及び付議理由】

- ・旧市庁舎街区や関内駅前地区の開発等に合わせ、関内・関外地区の更なるにぎわい創出に向けて、横浜公園内のスポーツ等興行施設「横浜スタジアム」において、関内駅側へのデジタルサイネージを設置したいと、（株）横浜スタジアムから提案がありました。
- ・横浜公園が景観重要公共施設として位置付けられ、景観上・歴史上重要な都市公園であることから、本件については、景観協議にあたり慎重な判断が求められるため、横浜市都市美対策審議会条例第 2 条に基づき、本件を付議しました。

（資料_政-1 1頁）

横浜市都市美対策審議会条例

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

（7） その他都市の美観の向上及び魅力ある都市景観の創造に関すること。

- ・関内地区の景観計画において、映像装置を使用する屋外広告物は、建築物に設置するものにあっては、当該建築物の 2 階以下に設置するものとなっています。本件は、これを超えて設置される提案のため、横浜市景観計画の第 3 編第 1 章第 5 の規定に基づき、魅力ある都市景観の創造に特に寄与した計画であるかどうか審議するため、付議しました。

（資料_政-1 2頁）

横浜市景観計画

第 3 編 景観推進地区ごとの景観計画

第 1 章 関内地区における景観計画

第 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

1 関内地区全域の制限

＜映像装置＞ 映像装置を使用する屋外広告物は、2 の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあっては当該建築物の 2 階以下に、その他のものにあっては当該屋外広告物の上端の高さを地上 5 m 以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。

（資料_政-1 2頁, 3頁）

【概要】

- ・「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン（AC頁）」に基づき、「観光・集客」をテーマとしたまちづくりを進め、機能として「スポーツ・健康」をかかげています。

（資料_政－1 4頁）

- ・周辺では、「横浜BUNTAI」や「横浜武道館」の開業、関内駅前拠点整備、みなぶん再整備、回遊デッキ整備が進行中です。

（資料_政－1 5頁）

- ・横浜公園内のゾーニングでは、「関内駅前側」は、水際線と関内駅周辺地区を結ぶ縦軸と関内駅前の横軸の結節点に位置する重要な場所であり、来街者を迎える空間となっています。

（資料_政－1 6頁）

- ・以上のことから、横浜公園「関内駅前側」では、スタジアムや公園の活用に合わせた演出を行い、スタジアム機能を向上するとともに、まち全体の活性化に資する取組を行います。

- ・以下の3つの目的でデジタルサイネージを設置します。

- ① 横浜スタジアム利用時の演出機能の強化
- ② 周辺施設・地域と連携した演出による回遊促進・賑わい創出
- ③ 横浜市全域で盛り上げるプロジェクトの魅力発信・機運醸成

- ・縦型サイネージ（よこ4m×たて16m）は、現行のシート貼装飾版の位置とし、横型サイネージ（よこ10m×たて6m）は、歩行者・公園利用者が映像と情報を見やすいよう2階へ設置します。

（資料_政－1 7頁）

- ・映像装置に掲示する、第三者広告や通常時のコンテンツについては、専門家も含めた審査体制を組み、審査基準を定めて、運用していきます。

（資料_政－1 8頁）

【結論】

スタジアムデジタルサイネージの映像装置の映像内容や審査体制を含めた詳細について今後説明の上、継続審議とする。

【経緯及び付議理由】

第35回からの継続審議。

【概要】

- ・横浜スタジアムへのデジタルサイネージの設置について (資料_政-1 9頁)
- ・各シーンのコンテンツの考え方 (資料_政-1 10頁)
- ・審査体制と審査フロー (資料_政-1 12頁)
- ・審査基準 (資料_政-1 13頁)

【結論】

提案内容について了承。

【経緯及び付議理由】

- ・横浜スタジアムの夜間照明計画について、平成29年の都市美対策審議会景観審査部会にて、了承されました。今後、令和8年の旧市庁舎街区開業に伴い、デッキが接続され、多くの来街者が回遊デッキを利用することができる見込まれることから、株式会社横浜スタジアムと協議し、過年度に了承された考え方を基に、具体的な照明計画を検討し、ご報告しました。

(資料_政-1 14頁)

【概要】

- ・照明計画(全体) (資料_政-1 15頁)

【結論】

報告内容について、了承。

【経緯及び付議理由】

- ヨルノヨ2024のイベントエリアのうち、関内地区では景観法に基づく景観計画において、屋外広告物について、下記のように制限（※1）をしています。山下公園における放映時間について、一部規定を超える演出（※2）を行うため、「市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聞いたうえで、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するもの」としてのただし書きの適用について、本件を付議しました。

(資料_政-2 1頁)

(※1) 制限の内容

横浜市景観計画

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1 関内地区全域の制限

＜投影広告物＞

(1) 投影広告物は、表示することができない。ただし、催物等のために表示するもので、

次のいずれかに該当し、魅力的な景観に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

ア 投影期間を原則として7日以内とし、投影開始日については、同一区域における前回の
投影期間終了日の翌日から起算して、前回の投影期間の5倍の日数を空ける場合

イ 投影時間が原則として1日あたり10分以内である場合

(※2) 規定を超える演出

山下公園の芝生広場においてインタラクティブなプロジェクションマッピングの投影時間が、イベ
ント期間中（連続26日間）の17:00-21:05 合計4時間5分となる。

【概要】

〈名称〉 夜にあらわれる光の横浜〈ヨルノヨ 2024〉

〈期間〉 令和6年12月5日(木)～令和6年12月30日(月)17時～21時05分(26日間)

〈体制〉 主催：クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会
共催：横浜市

〈連携〉 クリエイティブ・ライト・ヨコハマ推進協議会

〈構成〉

(1) 時間限定の演出（ハイライト・オブ・ヨコハマ）：42施設予定

(2) 公園等の演出：山下公園（芝生広場）、大さん橋国際客船ターミナル屋上広場

(3) 光と音のオブジェ：桜木町駅前広場、汽車道、新港中央広場、大さん橋屋上、山下公園

(4) 地域のアーティスト・クリエーターによる「アートプログラム」

(資料_政-2 2頁)

〈山下公園における実施の概要〉

投影広告物（プロジェクションマッピング）。山下公園の芝生広場において空の星を地上に表
現するものとして、星や木、宇宙船などを連想させる〈Star Tree〉（双角錐型の構造物）を設
置。〈Star Tree〉と芝生面から樹木に至る広場全体で、来場者の動きに反応する、大規模な光
のインタラクティブ演出を実施。

(資料_政-2 3頁)

【結論】

実施内容について、了承。

○創造的イルミネーション事業〈ヨルノヨ 2024〉における実験的な演出の実施について（報告）

資料_政－2

（第35回/令和6年10月29日）

【経緯及び付議理由】

- ・本市では、令和元年度より創造的イルミネーション事業を開始しています。実行委員会形式（共催：横浜市）で実験的イベントとしてスタートし、以降、都市美対策審議会やアンケート調査の結果を踏まえ、少しづつ内容を改善しながら実施しています。
- ・これまで、協賛金による財源確保や労務協賛の獲得をしながらも、実行委員会収入のほとんどを市の負担金により実施しています。今後、持続的な実施のためには、多くの市費に頼らない事業手法の見直しが求められています。
- ・このたび、実験的演出を行うことから、審議会へ報告しました。

【概要】

- ・〈ヨルノヨ 2024〉において、ハイライト・オブ・ヨコハマの参加施設の一部の演出照明を活かし、以下の2点について実験的な演出（カラー照明演出）を行います。
 - ① 〈ヨルノヨ 2024〉の協賛や街全体の回遊促進・にぎわい創出に資する企業との連携に対するメニューのひとつとした“協賛企業カラー照明演出”
 - ② 公共的な情報発信の遡及効果を高めるため、多くの来街者が集まる機会を捉えた“行政施策貢Rカラー照明演出”
- ・実験の結果について、後日報告します。

（資料_政－2 4頁）

【結論】

報告内容について、了承。

＜表彰広報部会＞

○第 12 回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議）

（第 24 回/令和 6 年 11 月 29 日、合同部会/令和 7 年 1 月 29 日）

【資料_表－1】

【経緯及び付議理由】

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第 17 条に基づき、第 12 回横浜・人・まち・デザイン賞の実施内容について付議しました。

※横浜まちづくり顕彰事業実施要項において「横浜・人・まち・デザイン賞」を設置し、そのうち「まちなみ景観部門」の審査選考については、都市美対策審議会 表彰広報部会が行うものとされています。

【結論】

・令和 6 年 11 月 29 日：第 24 回表彰広報部会

応募しやすいような応募はがきの項目（応募されている方の属性等）の見直し、配布場所の再検討など、本日出た意見を踏まえ、次回の合同部会に付議すること。

・令和 7 年 1 月 29 日：合同部会（横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会との合同部会）

賞の選考及び広報の方法については、概ね了承された。リーフレット及びポスター・デザインについては、本日出た意見を踏まえて修正を行うこと。